
プロジェクト 収益認識

項目

第 103 回收益認識専門委員会及び第 424 回企業会計基準委員会で聞かれた意見並びに対応案

I. 本資料の目的

1. 本資料では、第 103 回收益認識専門委員会（2020 年 1 月 23 日開催）及び第 424 回企業会計基準委員会（2020 年 1 月 31 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

II. 第 103 回收益認識専門委員会及び第 424 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案

1. 公開草案に寄せられたコメントへの対応の進め方について

（第 103 回收益認識専門委員会で聞かれた意見）

2. 質問 7（その他）に寄せられたコメントへの対応の進め方について、確認したい。

（対応案）

基本的に、特に審議すると判断した項目は検討項目に挙げている。現在検討中としている項目については、コメント対応表で検討する予定である。

3. 収益認識専門委員会及び企業会計基準委員会において特に審議する項目として抽出している項目について、連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表の注記の定めや四半期財務諸表における注記の定めなど、いろいろと根強い意見が聞かれているものもある。特に連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記については、実務の現場では、単純に国際的な比較可能性を進めた結果、過剰な開示になるなど、作成者の負担感が聞かれているようなので、中立的な立場から判断しなければならないと考えられる。

4. 収益認識会計基準は広範な影響が及ぶことを踏まえ、特に連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記の定め及び四半期財務諸表における注記の定めなどについて、ASBJで対応できることとできないことを明確にしたうえで、対応できることについては、部分的または段階的に、一部先延ばしや凍結なども含めて、現場の意見をもう一度聞いたうえで初心に帰って議論する部分もあって良いのではないかと考えられる。

(対応案)

ご意見を踏まえて、連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記の定め及び四半期財務諸表における注記の定めについては、審議事項(2)-4 及び審議事項(2)-5 で検討している。

2. 【検討項目 2】重要な会計方針

【検討項目 2-1】重要な会計方針に記載すべき重要性の判断の明確化)

第 103 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

5. 主要な事業における主な履行義務の内容や、履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）といった情報は、書かざるを得ない部分もあると考えられるので、致し方ないと考えられる。

(対応案)

事務局対応案に賛成する意見である

6. 事務局対応案について理解したが、開示目的に照らし合わせて注記事項の内容を判断する際に、「企業の特性」や「財務諸表利用者の属性」も考慮されるべきであるとするコメントについて、業界固有の事情により注記の記載内容が変わる可能性があるのか確認したい。

第 424 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

7. 公開企業を前提とした会計基準については ASBJ で定めているが、開示については最終的には企業の属性等に応じて、財務諸表等規則等によって定められているというのが我が国の枠組みであると考えられるため、その旨を事務局対応案に記載しても良いのではないかと考えられる。

(対応案)

企業会計基準委員会で聞かれた意見も踏まえて審議事項(2)-1 参考資料「コメント対応表」27) の記載内容を検討する。

【検討項目 2-2】代替的な取扱いに関する定め)

第 103 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

8. 重要性等に関する代替的な取扱いについて、会計処理に係る内容を結論の背景で丁寧に分かりやすく記載していることを踏まえ、重要な会計方針の注記に係る内容についても結論の背景で考え方を記載するなどしても良いのではないかと考えられる。
9. 会計基準改正案では、代替的な取扱いを重要な会計方針として書く可能性があるかどうかについて結論の背景に記載されていない。結果的に書かないことはあり得ると思われるものの、代替的な取扱い自体が重要な会計方針の対象になり得ることが明確になるような記載は、結論の背景に記載した方が良いのではないかと考えられる。
10. 事務局対応案の考え方を踏まえると、個別財務諸表上の有償支給取引における支給品の消滅の認識の選択について、通常、有償支給を受けているような製造会社の場合、どちらを選択するかによって財務指標に与えるインパクトはあると考えられるので、重要な会計方針に記載するといった解釈が考えられるのではないかと考えられる。
11. 有償支給取引に係る代替的な取扱いについて、会計基準案第 80-5 項(2)の「収益を理解するための基礎となる情報」として書くことを求められていないと理解している。重要な会計方針の注記について規定した会計基準案第 80-3 項では、「(略) 第 80-5 項(2)「収益を理解するための基礎となる情報」として記載することとした内容のうち、重要な会計方針に含まれると判断した内容について、重要な会計方針として注記する」となっており、有償支給取引に係る代替的な取扱いが会計基準案第 80-3 項の対象から漏れている状況になっているので、記載の仕方を見直した方が良いのではないかと考えられる。

第 424 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

12. 事務局対応案について、監査人の中では、代替的な取扱いは「収益認識を理解するための基礎となる情報」として記載することとした内容に含まれていないのではないかと見解も存在するため、事務局の見解を確認したい。

(対応案)

代替的な取扱いについては、会計基準案第 80-2 項及び第 80-3 項の定めに従って重要な会計方針として注記するか否かを判断することになることから、事務局提案のとおり公開草案の修正はしないこととする。

ただし、有償支給取引に係る代替的な取扱い等について、会計基準案第 80-5 項(2)「収益を理解するための基礎となる情報」に含まれない可能性があるとのご指摘を踏まえ、会計基準改正案第 80-3 項の文案について修正する（コメント対応表 28）から 30）参照）。

（【検討項目 2-3】契約コストの定めに従った処理を選択した場合の取扱い）**①重要な会計方針に関する注記****第 103 回收益認識専門委員会で聞かれた意見**

13. 契約コストの定めに従った処理を選択した場合の取扱いについて、本来、日本基準にないものを記載することは、財務諸表の比較可能性という点においては特異であると考えられるので、日本基準において契約コストを資産化している旨については、注記として開示するなどの対応をした方が良いのではないかと考えられる。
14. 会計基準案第 109-2 項において、「一律に注記を求める必要はないと考えた。ただし、重要性がある場合には重要な会計方針として注記する」という建て付けになっている点について、「注記をする。ただし、重要性がない場合には注記は不要である」という建て付けに修正した方が良いのではないかと考えられる。
15. 会計基準案第 109-2 項の建て付けについて、問題はないと考えられる。契約コストについて一律に注記を求める必要はないという事務局の見解の通り、「基本的に契約コストだからといって注記する必要はない。ただし、重要性がある場合には注記する」という建て付けであることに不自然さを感じることはないと考えられる。

(対応案)

契約コストの会計処理の選択適用の旨について、これが重要な会計方針であるか否かは企業の実態に応じて判断するものであり、一律に求めることはできないと考えられるため事務局対応案のとおり公開草案の修正はしないこととする。

第 424 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

16. 事務局対応案の結論に賛同する。ただし、事務局対応案の記載において、「(略) 仮に注記を求めた場合、企業が認識した契約コストの重要性が乏しい場合でも、重要な会計方針としての注記がなされることになり、(略)」とされている点について、重要性が乏しい場合に重要な会計方針としての注記は不要であると認識しているコメントに対応していない可能性があると考えられるため、事務局の見解を確認したい。

(対応案)

基本的には、事務局対応案の内容を審議事項(2)-1 参考資料「コメント対応表」31) に記載する予定であるが、本公開草案に寄せられたコメントに対応していない点については、記載内容を見直す。

【検討項目 2-4】重要な会計方針に記載した内容を変更する場合の取扱い

第 103 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

17. 公開草案に寄せられたコメントの対応案は、「例えば、代替的な取扱い（出荷基準）から原則的な取扱い（検収基準等）に変更した場合」というように、企業が複数の会計処理の方法から選べることを前提に記載しているものと考えられる。仮に事務局対応案の内容がそのまま結論の背景に記載された場合、会計方針の変更には該当しない事実の変更等の事象も同様の取扱いになるように読めてしまうので、同様の取扱いにならないように結論の背景の記載を補足した方が良いと考えられる。

(対応案)

企業会計基準第 24 号において会計方針の変更に該当しないとされている事象については、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更以外の正当な理由による会計方針の変更として取り扱うこととならないように公開草案の結論の背景の記載に補足する（コメント対応表 32）参照）。

18. 代替的な取扱いはある意味で簡便的な取扱いであると考えられるが、IFRS の規定で考えた場合、簡便的な取扱いから原則的な取扱いに変えることは会計方針の変更ではないという建て付けになっていると理解しており、事務局対応案の場合、この建て付けと扱いがずれるのではないかと考えられる。

(対応案)

本公開草案において、代替的な取扱いを簡便的な取扱いとしていないため、ご指摘のような懸念は生じないものと考えられる。したがって、事務局対応案について修正しない。

【検討項目 2-5】「履行義務を充足する通常の時点」と「収益を認識する通常の時点」 との関係の明確化)

第 103 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

19. 「履行義務を充足する通常の時点」と「収益を認識する通常の時点」の関係について結論の背景などで説明することは良いと考えられるが、今回の事務局対応案のように単純に第 80-2 項(2)から「履行義務を充足する通常の時点」を削除すれば良いかという点と少し疑問がある。基準間の文言の整合性の観点など、様々なところで影響が起きる可能性があるかもしれないので、文案全体を見て確認する必要があると考えられる。
20. 第 80-2 項(2)から「履行義務を充足する通常の時点」を削除することに若干違和感がある。収益認識会計基準の大原則の立て付けである「履行義務の充足」から外れて、履行義務の充足の結果である「収益の認識」に着目して注記を求めるとなると、注記の目的が不明確になる懸念があると考えられる。場合によっては、第 80-2 項(2)では「履行義務を充足する通常の時点」の方を残し、結論の背景において「履行義務を充足する通常の時点」と「収益を認識する通常の時点」の両方を記載する必要があるということを説明するのも一つの方法だと考えられる。

第 424 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

21. 履行義務の充足という収益認識会計基準の根幹の表現を残したうえで、整合が取れない箇所を見直す等、文案において対応を検討したほうがよいのではないかとする専門委員会で聞かれた意見に賛同する。

(対応案)

企業会計基準委員会で聞かれた意見も踏まえて、公開草案の文案を修正する（コメント対応表 33）参照）。

以 上